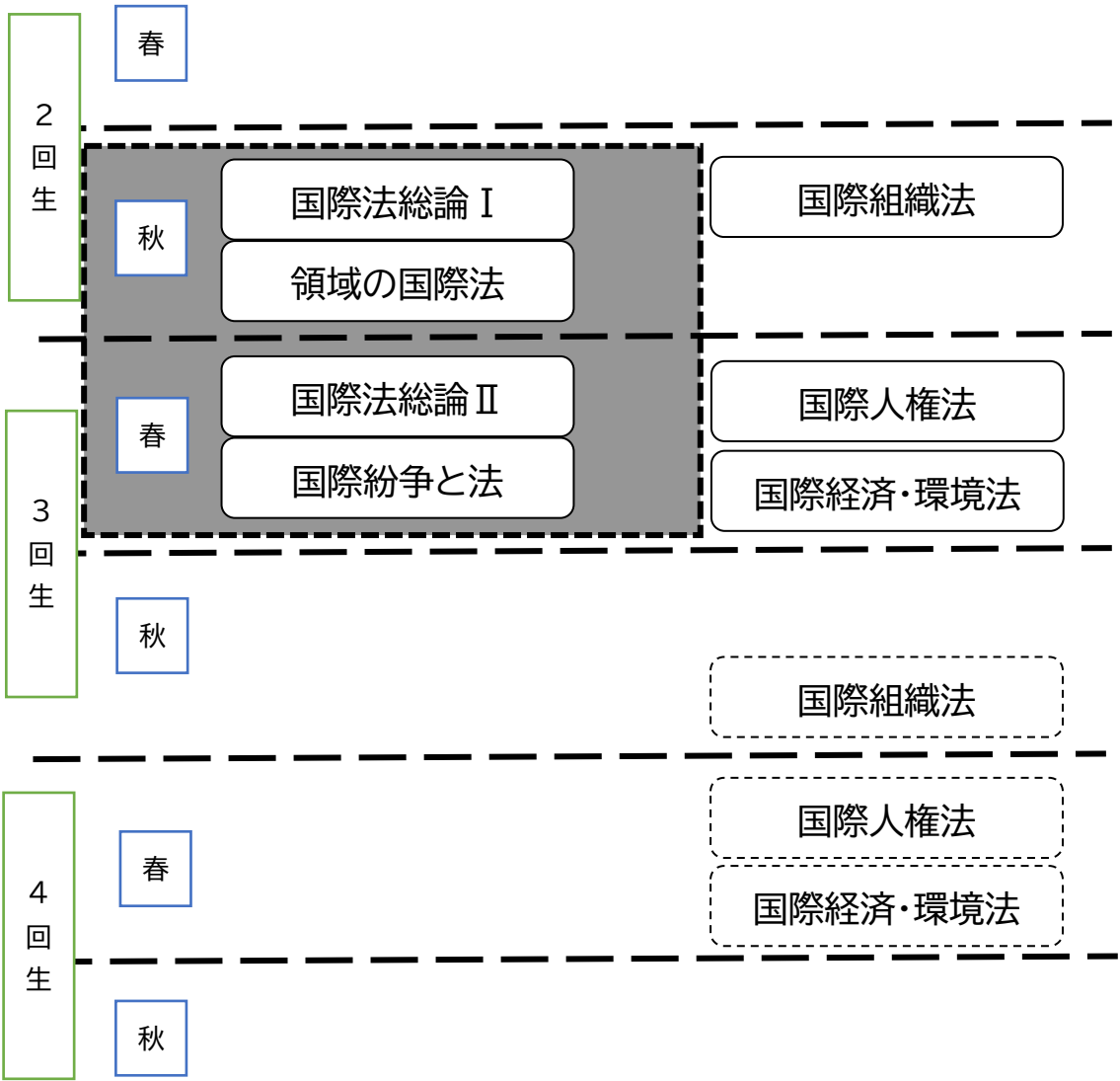


展開科目の履修について（行政法パート）

行政法の展開科目には、行政法総論 1・2・行政救済法 1・2・地方自治法・環境法・税法 1・2 がありますが、2 年の春学期の登録必須科目である行政法概論で一通りの基礎を学んでいるので、上記の展開科目については、どの科目をどの順番で履修しても構いません。

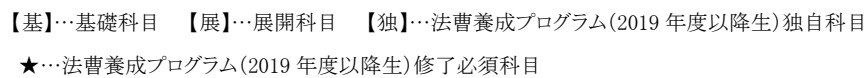
展開科目の履修について(国際法パート)



展開科目の履修について（基礎法パート）

基礎法学の展開科目には、日本法史Ⅰ・Ⅱ、西洋法史Ⅰ・Ⅱ、東洋法史Ⅰ・Ⅱ／法哲学・現代法哲学の展開／西洋法思想史・近代法思想の展開／法社会学・現代法社会学の展開／英米法総論、アメリカ法、イギリス法、ドイツ法、フランス法が設けられているように、「法制史」・「法哲学」・「法思想史」・「法社会学」・「外国法」についての多様な科目があります。1年の春学期の登録必須科目である「法と社会」では基礎法学に関する一通りの基礎を学修することになっていますので、上記の展開科目について、どの科目をどの順番で履修しても問題はありません。敢えていえば、基礎法学のいずれの科目も、法律学の科目を履修した後に履修すると、法（あるいは法学）への理解が一層深まるものになると思います。

以下の図は、あくまで履修モデルです。シラバスで各講義内容と履修可能年次を確認し、自身の興味・関心に従って履修いただいて構いませんが、各講義の相関関係（講義内容に照らして、たどることが望ましい履修順序）を示したのが、以下の図ということになります。



★…法曹養成プログラム(2019 年度以降生)修了必須科目

憲法科目の履修について

法学部に設置されている憲法科目は、以下のとおりです。

科目名	配当年次
① 基本的人権概論	1 年次春学期
② 統治の原理Ⅰ*	1 年次秋学期以降
③ 統治の原理Ⅱ*	2 年次春学期以降
④ 人権保障の原理Ⅰ**	
⑤ 人権保障の原理Ⅱ	
⑥ 比較憲法	3 年次春学期以降
⑦ 憲法訴訟	
⑧ 憲法特講Ⅰ（法曹養成プログラム独自科目）***	
⑨ 憲法特講Ⅱ（法曹養成プログラム独自科目）***	

* 法曹養成プログラム履修者対象科目である憲法特講Ⅰ・憲法特講Ⅱの登録には「統治の原理Ⅰ」または「統治の原理Ⅱ」を履修済みまたは履修中であることが必要です。

** 法曹養成プログラム科目の1つです。

*** 法曹養成プログラム履修者を対象とした科目です。

1. 科目の分類

憲法科目は、人権保障に関する科目、統治機構に関する科目、発展的な科目に分けることができます。

- （1）人権保障に関する科目（表の①④⑤）では人権総論と人権各論（精神的自由権、経済的自由権、人身の自由、社会権など）を扱います。
- （2）統治機構に関する科目（表の②③）では公権力機関の制度やルール論の論点を扱います。
- （3）「比較憲法」と「憲法訴訟」は発展科目に位置づけられるもので、前者は日本国憲法を各国憲法との比較の観点から扱い、後者は憲法訴訟を通じた立法・行政の統制を扱います。
- （4）「憲法特講Ⅰ」と「憲法特講Ⅱ」は法曹養成プログラム履修者を対象にした少人数クラスの科目で、上記の①から⑤までの5科目の内容をすでに修得していることを前提として、日本国憲法全体の体系的な理解と応用力を養います。

2. 科目選択と履修順序

- （1）日本国憲法の内容を表の①から⑤までの5科目に分けて扱いますので、憲法の全体を学習するためにはこの5科目全てを履修する必要があります。
- （2）履修順序は人権保障に関する科目と統治機構に関する科目のどちらが先でも同時並行でも構いませんが、同じ領域内では数字の順（Ⅰ→Ⅱ）で履修すると理解しやすいでしょう。

3. 将来の志望と憲法科目の履修

- （1）公務員を志望する人は、表の①から⑤までの5科目を履修すると、憲法全体の基本的論点を広く学ぶことができ、憲法の知識を身に付けることができます。政策立案や政策法務に携わることを目指す公務員志望者にとっては「憲法訴訟」・「比較憲法」も有益な科目です。
- （2）ジャーナリスト志望の人は、表の①から⑤までの科目に加え、「比較憲法」を履修すると、日本の憲法全体の基本的論点のほか、各国の憲法制度を学ぶことができ、現代世界の政治体制の基礎知識を身に付けることができます。

- (3) 法曹志望の人は、表の①から⑤までの5の科目に加え、「憲法訴訟」を履修すると、憲法全体の基本的論点のほか、憲法訴訟の全体像を学ぶことができ、法科大学院進学後の学修に有益な知識を身に付けることができます。なお、法曹養成プログラムの完修には「憲法特講Ⅰ」および「憲法特講Ⅱ」の履修も必要です。

4. 他の分野の科目との関連

憲法は国家の基礎法として他の法分野の基本に関わります。したがって、他の分野の科目を学ぶ前提として、表の①から⑤までの憲法科目を事前にまたは同時並行して履修することが望まれます。